

工 事 等 成 績 評 定 要 領

(目的)

第1 この要領は、京都府建設交通部の所管する土木工事及び業務委託（以下「工事等」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、原則として1件の請負代金額、委託料又は業務委託料が100万円以上の建設交通部が所管する工事等で、工事請負契約書に基づく土木工事及び委託契約書に基づく草刈等の業務委託並びに測量・調査業務等委託契約書及び土木設計業務等委託契約書に基づく業務委託について行うものとする。

ただし、単価契約による小修繕工事等は、別に定めるところによるものとし、その他工事において、契約担当者が必要ないと認めたものについては、評定を省略できるものとする。

(評定者)

第3 工事等の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、京都府土木工事等検査規程第3条に定める検査員、総括監督員又は当該工事等の担当室（課）の長（以下「総括監督員等」という。）及び主任監督員とする。

(評定の方法)

第4 評定は、工事等発注単位ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、工事にあつては別記様式第1の工事成績評定表によって行うものとし、業務委託にあつては、別記様式第2の業務成績評定表によって行うものとする。

(評定表の提出等)

第5 検査員である評定者は随時検査及び完成又は完了を確認するための検査完了時に、総括監督員等及び主任監督員である評定者は工事等完成又は完了を確認するための検査完了時に、それぞれ評定を行うものとする。

2 評定者は、完成又は完了検査後遅滞なく評定表を当該工事等に係る契約事務を担当した組織の長（以下「公所長等」という。）に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第6 公所長等は、工事等成績評定表について、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該工事等の受注者に対して、評定の結果を別記様式第3及び3-1により通知するものとする。

(評定の修正)

第7 公所長等は、評定の結果を通知した後、瑕疵が判明した場合等で評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事等の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8 第6又は第7による通知を受けた者は、通知を受けた日から7日（京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条に規定する府の休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に、書面により、公所長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 公所長等は、前項による説明を求められたときは、別紙様式第4により回答するものとする。

(再説明請求等)

第9 第8第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して7日（休日を含む。）以内に、書面により、公所長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 公所長等は、前項による説明を求められたときは、別紙様式第4-1により回答するものとする。

(評定の結果の報告)

第10 公所長等は、評定の結果について、指導検査課長から依頼があったときは、遅滞なく報告するものとする。

附 則

この要領は、平成11年 7月 1日から適用する。

改正 平成13年 1月 4日

改正 平成14年11月 1日

改正 平成16年 2月 1日

改正 平成16年 5月 1日

改正 平成17年 8月 1日

改正 平成18年 9月 1日

改正 平成20年 4月 1日

改正 平成24年 4月 1日

改正 平成24年 9月 1日

改正 平成25年 2月 1日

改正 令和 2年10月 1日